

県北広域振興局長告示第42号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和4年10月25日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

1(1) 名称 九戸村伊保内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と村道伊保内三沢線との交差点を起点とし、起点から国道340号を南東に進み村道鹿島小沢線との交差点に至り、同点から同村道を南東に進み村道鹿島崖渡線との交差点に至り、同点から同村道を西に進み村道小沢遠志内線との交差点に至り、同点から同村道を南西に進み村道袖川山根線との交差点に至り、同点から同村道を北に進み村道蒔田線との交差点に至り、同点から同村道を北東に進み国道340号との交差点に至り、同点から同国道を北に進み村道長興寺雪屋細屋線との交差点に至り、同点から同村道を南東に進み村道伊保内荒田線との交差点に至り、同点から同村道を南に進み農道伊保内町裏線との交差点に至り、同点から同農道を南東に進み村道伊保内三沢線との交差点に至り、同点から同村道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 洋野町種市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の三陸沿岸道路と九戸郡洋野町と久慈市の境界との交点を起点とし、起点から三陸沿岸道路を北西に進み岩手県と青森県の境界との交差点に至り、同点から同境界を北東に進み海岸線との交差点に至り、同点から同海岸線を南東に進み九戸郡洋野町と久慈市の境界との交差点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、洋野町伝吉特定猟具使用禁止区域を除く。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器